

## II 環境保全行政の概要

## II 環境保全行政の概要

### 1. 環境行政のあゆみ

年	月日	組織	主な政策等
昭和 39 年	8 月 1 日		市役所ほか 1 ヶ所で降下ばいじん量及び硫黄酸化物 (PbO <sub>2</sub> 法) 測定開始
	11 月 10 日	企画課が担当していた公害担当事務について公害担当を設置	
	12 月 25 日		電源開発(株)と公害防止協定締結
昭和 40 年	4 月 1 日	公害対策室設置	兵庫県公害防止条例公布 (旧条例)
昭和 41 年	3 月 31 日		高砂市工場誘致条例廃止
	4 月 1 日	公害対策審議会設置	高砂市公害防止条例並びに高砂市公害対策審議会条例公布
	11 月 1 日		ばい煙の排出の規制等に関する法律の指定地域となる
	11 月 12 日		市役所に二酸化硫黄自動測定機及び微風向風速計設置 (基準観測点)
	11 月 30 日		高須観測所設置 (二酸化硫黄自動測定機)
昭和 42 年	2 月 7 日		北浜観測所設置 (二酸化硫黄自動測定機)
	4 月 5 日	機構改革により公害課に改称 (管理係、指導係)	
	6 月 16 日		電源開発(株)との公害防止協定改正
	8 月 3 日		公害対策基本法公布
	9 月 2 日		公共用水域の水質の保全に関する法律に基づく加古川水域の水質基準設定
昭和 43 年	4 月 1 日		北浜観測所に微風向風速計設置
			高砂市中小企業公害除去設置資金融資のあっ旋制度要綱制定
	5 月 1 日	機構改革により経済社会部公害課(管理主査、指導主査)となる	
	6 月 3 日		高砂消防分署に二酸化硫黄自動測定機及び微風向風速計設置
	6 月 10 日		大気汚染防止法並びに騒音規制法公布
	9 月 1 日		公害モニター設置要領制定 (12名委嘱)
昭和 44 年	5 月 26 日		市役所基準観測点のテレメーター送受信装置設置
	8 月 12 日		関西電力(株)と公害防止協定締結
	10 月 11 日		新日本油化学工業(株)と公害防止協定締結
	10 月 15 日		阿弥陀観測所設置(二酸化硫黄自動測定機及び微風向風速計)
	10 月 20 日		兵庫県公害防止条例公布 (旧条例廃止)
昭和 45 年	4 月 14 日		第 1 次公害防止協定締結 (13社)
	4 月 16 日		電源開発(株)との公害防止協定改正

年	月日	組織	主な政策等
	6月24日		第2次公害防止協定締結(2社)
	9月28日		日本精化(株)と公害防止協定締結
	12月12日		電源開発(株)との公害防止協定改正
	12月25日		水質汚濁防止法並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布
昭和46年	3月25日		兵庫県公害防止条例の一部改正
	4月1日		公害モニター設置要領改正(20名委嘱)
	5月25日		騒音に係る環境基準設定
	5月26日		公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律公布
	6月1日		悪臭防止法公布 兵庫県光化学スモッグ防止対策暫定要領制定 市役所にオキシダント自動測定機設置
	6月10日		特定工場における公害防止組織の整備に関する法律公布
	7月1日		環境庁設置
	7月10日	機構改革により公害対策室となり、公害防止主幹(予防主査)、公害規制主幹(大気汚染対策主査、水質騒音対策主査)を設置	
	9月1日		市役所に窒素酸化物自動測定機設置
	10月1日		北本町観測所設置(窒素酸化物自動測定機及び一酸化炭素自動測定機)
	10月13日		兵庫県公害防止条例の一部改正
	11月1日		兵庫県広域大気汚染緊急時対策実施要綱制定
12月28日		水質汚濁に係る環境基準設定	
昭和47年	4月1日		兵庫県公害防止条例施行規則全面改正
	7月1日		高砂市環境保全条例公布(高砂市公害防止条例並びに高砂市公害対策審議会条例廃止)
	7月6日	環境保全対策審議会設置	高砂市環境保全対策審議会規則施行
	7月17日		加古川水質汚濁防止協議会規約制定
昭和48年	3月31日		高砂市環境保全条例施行規則施行
	5月2日	東播臨海広域行政協議会公害対策部会設置	
	5月8日		大気汚染に係る環境基準改定
	6月5日		第1回環境週間
	6月14日	高砂市PCB公害対策本部設置	
	6月26日		高砂市環境保全条例の一部改定
	9月27日		高砂本港水銀汚染汚泥浚渫工事着工
	10月2日		瀬戸内海環境保全臨時措置法公布
	10月25日		公害防止協定を総合的な協定に改定(19社)
12月15日		高砂本港水銀汚染汚泥浚渫工事完了	

年	月日	組織	主な政策等
	12月 18日		播磨南部地域公害防止計画承認
	12月 19日		ポリ塩化ビフェニール（PCB）等の取り扱いの規制に関する条例公布
昭和 49 年	2月 28日	公害防止協議会設置	公害防止協議会要綱制定
	3月 9日		高砂本港水銀汚染汚泥再浚渫工事着工
	6月 1日		大気汚染防止法の一部改正（硫黄酸化物の総量規制の導入）
	7月 15日		高砂本港水銀汚染汚泥再浚渫工事完了
	9月 16日		第4次公害防止計画推進協議会会則制定
	9月 27日		高砂西港PCB汚染汚泥浚渫第1期工事着工
	9月 30日		水質汚濁に係る環境基準の一部改定
昭和 50 年	2月 3日		水質汚濁に係る環境基準の一部改定
	3月 19日		高砂西港PCB汚染汚泥浚渫第1期工事完了
	3月 26日		東播磨臨海広域行政協議会において水質移動観測車「せいりゅう」購入
	4月 1日		高砂市中小企業公害除去施設資金融資のあっ旋制度要綱の全面改正
	7月 1日	機構改革により環境部公害対策課（大気係、水質騒音係）となる	
	7月 29日		新幹線鉄道騒音に係る環境基準設定
	8月 13日		高砂西港PCB汚染汚泥浚渫第2期工事着工
	8月 18日		高砂市環境保全対策審議会規則の一部改正
昭和 51 年	3月 5日		新幹線鉄道騒音対策要綱閣議了解
	4月 1日		重金属類等を含む産業廃棄物の適正処理に関する要綱制定
			公害モニター設置要領全面改正（20名委嘱）
	6月 10日		振動規制法公布
	7月 2日		新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型のあてはめ公示
	8月 13日		東播磨南部地域公害防止行政協議会設置要綱制定
	8月 23日		高砂西港PCB汚染汚泥浚渫第2期工事完了
	11月 1日	機構改革により公害対策課（予防係、規制係、調査係）となる	
昭和 52 年	3月 12日		公害防止協定を全面改定（23社）
	9月 1日		大気汚染防止の規定に基づく播磨地域における硫黄酸化物の総量規制基準及び燃料使用基準設定
	10月		液状廃PCB洋上焼却処理調査研究委員会発足
昭和 53 年	5月 23日		高砂市環境保全対策審議会の運営に関する規程制定

年	月日	組織	主な政策等
	5月23日		大木曾水路PCB汚染汚泥処理事業に係る費用負担計画について高砂市環境保全対策審議会へ諮問
	6月1日		高砂市環境保全対策審議会規則の一部改正
	7月11日		二酸化窒素に係る環境基準改定
	10月6日		新幹線鉄道騒音障害防止対策工事助成事務に係る協定書締結（80ホン以上の住宅）
	10月14日		大木曾水路PCB汚染汚泥処理事業に係る費用負担計画について高砂市環境保全対策審議会より答申
	12月1日		大木曾水路PCB汚染汚泥処理工事着工
昭和54年	3月7日		兵庫県瀬戸内海環境保全連絡会規約制定
	3月20日		播磨南部地域公害防止計画見直し承認
	6月30日		大木曾水路PCB汚染汚泥処理工事完了
	12月24日		鐘淵化学工業(株)PCB生産施設解体埋立処分工事着工
昭和55年	6月10日		鐘淵化学工業(株)PCB生産施設解体埋立処分工事完了
	7月24日		共同石油と公害防止協定締結
昭和57年	4月30日		新幹線鉄道騒音障害防止対策工事助成事務に係る協定書締結（70～80ホンの住宅）
昭和58年	7月1日		新幹線鉄道騒音障害防止対策工事助成事務に係る協定書締結（70～80ホンの住宅）
昭和59年	3月13日		播磨南部地域公害防止計画見直し承認
	5月31日		第4次公害防止計画地域連絡協議会会則の一部改正
	8月28日		環境影響評価実施要綱の閣議決定
昭和60年	7月15日		液状廃PCB高温熱分解試験検討会発足
	12月4日		液状廃PCB高温熱分解試験開始
	12月20日		液状廃PCB高温熱分解試験終了
昭和61年	4月30日		米田公民館に二酸化硫黄自動測定機設置
昭和62年	3月1日		北本町観測所から中島観測所に移設（浮遊粒子状物質自動測定機、窒素酸化物自動測定機、一酸化炭素自動測定機及び微風向風速計）
	4月1日	機構改革により環境経済部公害対策課（管理調整係、大気係、水質係）となる	
	7月1日		液状廃PCB高温熱分解処理市民監視委員会発足
	11月2日		液状廃PCB高温熱分解処理試験運転開始
	11月7日		液状廃PCB高温熱分解処理試験運転終了
昭和63年	4月13日		液状廃PCB高温熱分解本処理（テスト）開始
	4月27日		液状廃PCB高温熱分解本処理（テスト）終了

年	月日	組織	主な政策等
	5月25日		液状廃PCB高温熱分解本処理(第1段階)開始以降第10段階まで実施
平成元年	11月20日		液状廃PCB高温熱分解本処理(第10段階)終了
	12月5日		液状廃PCB高温熱分解クリーニング処理開始
	12月22日		液状廃PCB高温熱分解クリーニング処理終了
平成2年	1月19日		液状廃PCB高温熱分解処理事業報告会並びに終了式
	1月29日		液状廃PCB高温熱分解処理市民監視委員会解散
平成3年	4月26日		再資源の利用の促進に関する法律公布
	7月30日		米田公民館に浮遊粒子状物質自動測定機設置
	8月23日		土壌の汚染に係る環境基準設定
	10月5日		廃棄物の処理及び清掃に関する法律全部改正
	11月30日		液状廃PCB処理のあゆみ発行
平成4年	3月31日		公害防止計画(第4次終了)
	4月1日		兵庫地域公害防止計画策定
	6月1日	機構改革により環境美化部環境保全課(管理調整係、大気係、水質係)となる	
平成5年	3月2日		公害防止新計画承認
	4月1日		公害モニターを解消し市政モニターを拡充する
	8月19日		米田公民館に窒素酸化物自動測定機設置
	11月19日		環境基本法公布
平成6年	12月16日		環境基本計画閣議決定
平成7年	7月18日		兵庫県環境の保全と創造に関する条例公布
平成8年	1月8日		兵庫県環境の保全と創造に関する条例施行規則公布
	4月1日	機構改革により生活経済部環境保全課(管理調整係、環境保全係、環境計画事務担当)となる	
	6月28日		県環境基本計画告示
平成9年	1月29日		高砂市環境計画諮問
	2月26日		高砂市環境計画答申
	3月27日		兵庫県環境影響評価に関する条例公布
	3月31日		環境計画策定
	6月13日		環境影響評価法公布
平成10年	2月26日		兵庫地域公防計画承認
	2月27日		高砂市市役所における環境にやさしいアクションプラン策定
	5月14日		国鉄清算事業団との公害防止協定廃止
	6月1日		サントリー(株)との公害防止協定締結
	10月9日		地球温暖化対策の推進に関する法律公布

年	月日	組織	主な政策等
	11月6日		高砂市環境保全条例諮問
平成11年	1月26日		高砂市環境保全条例答申
	3月31日		高砂市環境保全条例公布 高須観測所を廃止
	4月1日		高砂市中小企業公害除去施設資金融資のあっ旋制度要綱の一部改正により高砂市中小企業環境保全資金融資あっ旋制度へ名称変更
			高砂市環境審議会規則施行
			高砂市環境保全対策審議会から高砂市環境審議会へ改める
			高砂市公害防止協議会から高砂市環境保全協議会へ改める
	7月13日		特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進の管理に関する法律公布
	7月16日		ダイオキシン類対策特別措置法公布
	10月1日		高砂市環境保全条例施行規則公布
平成12年	5月31日		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律公布 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律公布
	6月2日		循環型社会形成推進基本法公布
	7月28日		北浜観測所を北浜公民館へ移設。(窒素酸化物自動測定機、浮遊粒子状物質自動測定機及び風向風速計設置)
平成13年	3月28日		高砂市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例公布
	4月1日		高砂市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する施行規則公布
	5月22日		㈱タクマと公害防止協定締結
	6月22日		特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律公布
			ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法公布
平成14年	5月29日		土壤汚染対策法公布
	7月12日		使用済自動車の再資源化等に関する法律公布
	12月11日		自然再生推進法公布
平成15年	2月27日		I S O 1 4 0 0 1 認証取得
	3月17日		産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例公布
平成15年	7月25日		環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律公布

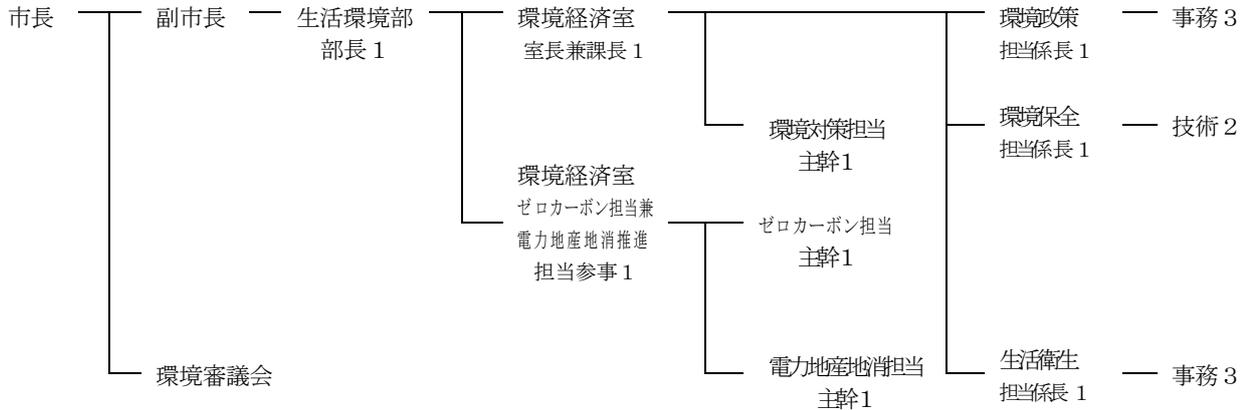
年	月日	組織	主な政策等
平成 15 年	12 月 2 日		高砂市地球温暖化防止実行計画(高砂市役所における環境にやさしいアクションプラン) 改定
平成 16 年	6 月 2 日		環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律公布 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律公布
平成 17 年	4 月 1 日	機構改革により生活環境部環境政策課(環境政策係、環境保全係)となる	高砂市環境審議会規則の一部改正
平成 18 年	3 月 31 日		阿弥陀観測所を廃止 水質移動観測車「せいりゅう」を廃止
平成 19 年	5 月 23 日		国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律公布
	8 月 20 日		公害防止協定を廃止し、環境保全協定を締結(17社)
平成 20 年	5 月 30 日		エネルギーの使用の合理化に関する法律公布
	6 月 6 日		生物多様性基本法公布
	3 月 31 日		高砂市地球温暖化防止実行計画第二次改定
	8 月 23 日		高砂西港盛立地に係る住民説明会(高砂地区)を高砂地区コミュニティセンターで開催
	8 月 30 日		高砂西港盛立地に係る住民説明会を福祉保健センター中ホールで開催
	9 月 9 日		西港再整備等に係る調査特別委員会が市議会に設置される
平成 21 年	2 月 26 日		西港再整備に係る調査特別委員会の調査終了
	3 月 28 日		高砂西港再整備推進協議会報告書(案)住民説明会を高砂小学校体育館で開催
平成 22 年	3 月 31 日		ISO14001自己宣言
平成 23 年	2 月 1 日		高砂市地域省エネルギービジョン策定
	4 月 4 日		高砂西港港湾整備工事(浚渫・埋立)着工
平成 24 年	2 月 29 日		高砂西港盛立地対策工事着工
	3 月 1 日		高砂市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(たかさご未来エコプラン)策定
	4 月 1 日		地域主権改革第二次一括法により騒音規制法に規定される道路交通騒音の常時監視が県から市へ権限移譲
	7 月 13 日		市役所に微小粒子状物質(PM2.5)自動測定機設置
	9 月 6 日		大木曾水路整備工事着工

年	月日	組織	主な政策等
平成 25 年	1 月		第 3 次高砂市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 改定
	4 月 1 日	機構改革により、生活環境部環境経済室環境政策課(環境政策係、環境保全係、生活衛生係[斎苑課を統合]) となる	専用水道、簡易専用水道、飲用井戸等に係る権限の委譲
	10 月 15 日		大木曾水路整備工事竣工
	6 月 12 日		特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律を改正したフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律公布
平成 26 年	3 月 31 日		高砂西港港湾整備工事(浚渫・埋立) 竣工
	4 月		I S O 1 4 0 0 1 に準拠した環境マネジメントシステムから独自環境マネジメントシステムに改編し、第 3 次地球温暖化実行計画(事務事業編) と統合
	5 月 31 日		高砂西港盛立地対策工事完了
	10 月 16 日		中島観測所に微小粒子状物質(PM2.5) 自動測定機設置
	11 月		液状廃 PCB 高温熱分解処理施設等解体工事着工
平成 27 年	6 月 19 日		水銀による環境の汚染の防止に関する法律公布
平成 28 年	3 月 26 日		高砂西港再整備事業完了
	3 月 30 日		高砂市環境配慮契約方針策定
平成 29 年	3 月		第 2 次高砂市環境基本計画策定 第 4 次高砂市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 改定
平成 30 年	4 月		伊保浄化センター消化ガス発電事業開始
令和元年	11 月		新分庁舎竣工
			播磨臨海地域道路の環境影響評価法による手続き開始
令和 3 年	7 月 30 日		ゼロカーボンシティを宣言
	11 月		新本庁舎完成 市役所本庁舎に設置している大気自動測定機を南庁舎に移設
令和 4 年	3 月		第 2 次高砂市環境基本計画改訂
令和 5 年	1 月		本庁舎駐車場に電気自動車用急速充電器を設置

## 2. 環境保全行政機構

### 環境保全行政組織

(令和7年3月末現在)



係	分 掌 事 務
環境政策担当	1 部の管理調整に関すること。 2 課の庶務に関すること。 3 環境基本計画に関すること。 4 環境施策の総合的な企画立案及び調整に関すること。 5 地球温暖化対策に関すること。 6 地球温暖化対策地域協議会に関すること。 7 省エネ法・温対法に基づく報告に関すること。 8 家庭用蓄電池システム等設置補助金に関すること。 9 環境保全に係る市民啓発に関すること。 10 自然環境の保護及び保全に関すること。 11 高砂市環境審議会に関すること。 12 環境マネジメントシステムに関すること。
環境保全担当	1 環境関係法令等に基づく大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭及び産業廃棄物に関すること。 2 環境保全協定（公害防止協定）に関すること。 3 高砂市環境保全協議会に関すること。 4 公害に係る苦情の処理に関すること。 5 環境に係る調査に関すること。 6 生活排水対策の推進に関すること。 7 大気汚染観測網の維持管理に関すること。 8 公害分析室及び測定機器の維持管理に関すること。 9 専用水道、簡易専用水道及び飲用井戸等に関すること。
生活衛生担当	1 空閑地の環境保全に関すること。 2 斎場の指定管理に関すること。 3 斎場の維持管理に関すること。 4 公園墓地及び市有墓地の維持管理に関すること。 5 公園墓地及び市有墓地の墓石建立に関すること。 6 公園墓地及び市有墓地の使用に関すること。 7 改葬に関すること。 8 墓地等の経営の許可等に関すること。 9 畜犬登録等に関すること。 10 狂犬病予防注射に関すること。 11 そ族及び衛生害虫の駆除に関すること。 12 公衆浴場組合補助金に関すること。

### 3. 年度別環境保全対策費

環境保全対策費決算額の年度推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度 費目	平成 27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6
報酬	90	99	63	45	45	45	198	63	1,048	1,397
人件費	98,167	96,487	108,797	91,423	86,761	87,252	96,032	108,071	118,340	144,293
賃金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
報償費	306	379	165	426	124	72	184	310	169	203
旅費	151	149	111	118	82	21	44	38	83	91
需用費	1,495	2,065	2,025	1,599	1,672	2,510	2,513	2,389	3,108	2,235
役務費	3,895	3,356	2,608	2,658	2,763	2,825	3,006	3,001	2,668	2,818
委託料	4,207	6,678	4,818	4,977	4,970	4,800	7,982	16,254	5,254	5,288
使用料及び 賃借料	1,640	1,587	1,642	2,142	1,065	589	813	839	910	961
工事請負費	0	0	0	0	0	0	0	7,659	700	0
原材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
備品購入費	0	309	0	0	0	0	100	0	141	0
負担金補助 及び交付金	1,324	3,182	3,218	3,208	3,208	4,707	5,207	12,407	40,866	34,686
貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補償補填及 び賠償金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
償還金利子 及び割引料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公課費	8	7	15	7	15	7	15	7	15	7
計	111,283	114,299	123,462	106,602	100,704	102,838	116,093	151,039	173,303	191,977

(注1) 決算額による。

(注2) 千円未満四捨五入によるため合計が合わないことがあります。

#### 4. 公害主要測定機器一覧表

(令和7年3月末現在)

対象	測定機器名	台数	設置場所、( )内は購入年度
大気	窒素酸化物・浮遊粒子状物質自動測定機	2	米田 (H25) 北浜 (H26)
	微風向風速計	2	米田 (H9) 北浜 (H27)
	ハイボリューム・エア・サンプラー	2	分析室 (S63) (H元)
	ガスクロマトグラフ (水質と併用)	2	分析室 (S61) (H6)
	真空ポンプ	2	分析室 (S62) (H25)
	資料採取・濃縮装置	1	分析室 (S61)
	標準ガス発生機	1	分析室 (S60)
	大気中微量物質捕集装置 (PCB用)	2	分析室 (S50 2台)
	放射線検出器	1	分析室 (H元)
	酸性雨測定器	1	課 (H9)
水質	PHメーター	1	課 (R3)
	化学天秤	1	分析室 (H10)
	上皿天秤	1	分析室 (S58)
	純水製造装置	1	分析室 (S54)
	水蒸気蒸留装置 (窒素分析用)	1	分析室 (S52)
	滅菌器 (大腸菌測定用)	1	分析室 (H3)
	自動恒温器	1	分析室 (H7)
	低温恒温器 (BOD、大腸菌測定用)	2	分析室 (S60) (S61)
	保冷庫 (調査試料保存用)	3	分析室 (S61) (H3) (H28)
	振とう器 (PCB及び重金属測定用)	2	分析室 (S60) (H8)
	ウォーターバス	2	分析室 (H8 2台)
	超音波洗浄器	1	分析室 (S59)
	溶存酸素計	2	課 (H25)

対象	測定機器名	台数	設置場所、( )内は購入年度
騒音 振動	騒音振動データ処理装置	2	課 (H7) (H17)
	騒音計	2	課 (H23) (H24)
	振動計	1	課 (H10)
	レベルレコーダー	2	課 (H17) (H20)
	テープレコーダー	1	課 (S60)
その他	公害パトロール車	2	課 (H24)

(注) 分析室 — 高砂浄化センター分析室

課 — 生活環境部環境経済室環境政策課

北 浜 — 北浜地域交流センター

米 田 — 米田地域交流センター

## 5. 公害苦情処理状況

本市環境政策課が令和6年度に受理した公害に係る苦情件数は、表2-1に示すとおり42件であり、前年度より多い結果となった。その種類別件数は、騒音に関するものが13件でもっとも多く、次いでばい煙、水質が多かった。

用途地域別にみると、表2-2に示すとおり第1種住居専用地域が11件でもっとも多く、次いでその他地域が9件となっている。

一方、被害の種類別では、表2-3に示すとおり、感覚的・心理的な被害が多かった。

最近の公害苦情の中には、住居系地域に点在する小規模事業場及び法令等による規制対象外の施設、行為に起因するもの、都市計画による土地利用の適正化を図らなければ抜本的な解決策とならないもの、周辺住民にちょっとした気配りで未然に防ぐことができるものなど、その対応に苦慮する場合もある。

表 2-1 公害に係る苦情受付件数経年変化

項目 \ 年度	年度									
	27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6
ばい煙	10	10	8	18	12	10	15	10	8	7
粉じん	3	6	2	5	6	9	3	1	4	6
水質	6	6	4	10	7	1	4	5	6	1
騒音	18	9	9	10	12	15	12	18	10	13
振動	0	1	3	3	2	0	3	0	0	2
悪臭	4	4	2	10	2	5	3	4	2	7
その他	4	5	1	4	1	8	8	0	3	6
計	45	41	29	60	42	48	48	38	33	42

表 2-2 用途地域別苦情件数

用途 地域 項目	第1種	第2種	第1種	第2種	第1種	第2種	準住居	近 隣	商 業	準 工	工 業	工 専	その他	計
	低 層	低 層	中高層	中高層				商 業						
	住 専	住 専	住 専	住 専	住 居	住 居		商 業						
ばい煙	2		2		1								2	7
粉じん			3									1	2	6
水 質		1												1
騒 音		1	1		5	1		2				1	2	13
振 動			1		1									2
悪 臭	1		1		1							3	1	7
その他					3			1					2	6
計	3	2	8	0	11	1	0	3	0	0	0	5	9	42

表 2-3 被害者の種類別件数

種 類	健 康	財 産	動物・植物	感覚的・心理的	その他	計
件 数	0	1	0	41	0	42

## 6. 環境審議会

公害対策に関する基本的事項及び重要事項などを調査、審議するため、高砂市環境保全条例に基づく市長の附属機関として環境審議会が設置されている。

同審議会の組織は学識経験者7名及び関係行政機関の職員2名の計9名の委員（表2-4）によって構成されている。

同審議会委員名簿、専門部会委員名簿及び開催状況は、それぞれ以下の表のとおりである。

表 2-4 高砂市環境審議会委員名簿

(令和7年2月現在)

区分	氏名	役職名
会長	島 正 之	兵庫医科大学看護学部特命教授（公衆衛生学）
副会長	山 崎 裕 康	私立大学環境保全協議会顧問（衛生薬学）
委員	大 西 淳 二	弁護士
委員	土 川 忠 浩	兵庫県立大学環境人間学部教授（建築環境学）
委員	高 垣 直 尚	兵庫県立大学大学院教授（機械工学）
委員	澤 田 佳 宏	兵庫県立淡路景観園芸学校 ／兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科 准教授（生態学）
委員	青 田 テル子	帝塚山大学法学部准教授（行政法）
委員	坂 本 美 徳	東播磨県民局県民躍動室環境課長
委員	北 川 忍	加古川労働基準監督署長

表 2-5 高砂市環境審議会専門部会委員名簿

(令和7年2月現在)

区 分	氏 名	役 職 名
部会長	島 正 之	兵庫医科大学看護学部特命教授（公衆衛生学）
副会長	山 崎 裕 康	私立大学環境保全協議会顧問（衛生薬学）
委 員	大 西 淳 二	弁護士
委 員	土 川 忠 浩	兵庫県立大学環境人間学部教授（建築環境学）
委 員	高 垣 直 尚	兵庫県立大学大学院教授（機械工学）
委 員	澤 田 佳 宏	兵庫県立淡路景観園芸学校／ 兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科 准教授（生態学）
委 員	青 田 テル子	帝塚山大学法学部准教授（行政法）
委 員	坂 本 美 徳	東播磨県民局県民躍動室環境課長

表 2-6 令和6年度高砂市環境審議会開催状況

開催日	区分	内容
2月14日	審議会	1 正副会長の選任について 2 審議会の会議の公開について 3 会議録署名委員の指名について 4 専門部会の設置及び委員指名について 5 第2次高砂市環境基本計画の進捗状況について 6 その他

### 7. 環境保全協議会

市内主要企業16社と締結した環境保全協定に基づき、協定に定める環境保全対策の円滑な実施を図るため、地域住民の参加を得て、県、市及び事業者により環境保全協議会を設置している。

同協議会委員名簿及び活動状況は、それぞれ以下の表のとおりである。

表 2-7 高砂市環境保全協議会委員名簿

令和7年3月現在

区分	氏名	職名
市民代表 15名	山田 光昭	高砂市議会建設環境経済常任委員会委員長 二市二町議会環境保全協議会会長
	入江 啓太	高砂市議会建設環境経済常任委員会副委員長
	田中 清之	高砂市連合自治会副会長
	宮本 敦子	高砂市連合婦人会会計監査
	神頭 美智代	高砂市消費者協会会計
	三好 啓一	高砂市消防団長
	加茂 良祐	高砂商工会議所常議員
	山下 将輝	一般社団法人 高砂青年会議所理事長
	坂井 智代	一般社団法人 高砂市医師会理事
	伊藤 孝司	一般社団法人 播磨薬剤師会委員
	中川 裕二	高砂市連合PTA協議会理事兼小学校部会副部長
	榎本 功	兵庫南農業協同組合高砂西支店支店長
	河村 英一	高砂漁業協同組合連合会会長
	松本 敏史	高砂市水利組合連合会会長
	北岡 大	連合兵庫中南部地域協議会事務局長

区 分	氏 名	職 名
事業者代表 16名	中原 武義	J-POWER ジェネレーションサービス株式会社高砂火力運営事業所 所長代理
	細川 晃嗣	株式会社カネカ高砂工業所 信頼の環境安全センター環境チームリーダー
	井野 雄介	株式会社神戸製鋼所高砂製作所 環境防災室長
	河見 英雄	AGC株式会社関西工場高砂事業所 環境安全保安室長
	大上 勝志	三菱製紙株式会社高砂工場 技術部長兼安全環境管理室長
	中井 康清	株式会社ジブテック高砂工場 工場次長
	飛田 和宏	キッコーマン食品株式会社高砂工場 設備グループ長
	豊田 喬	三菱重工業株式会社高砂製作所 安全環境課主席チーム統括
	大賀 俊一	東洋紡エムシー株式会社高砂工場 環境安全ユニット室部長
	吉田 晴亮	株式会社日本ネットワークサポート播磨工場 副工場長
	塩田 誠	津田金属熱煉工業株式会社 総務部副部長
	伊東 明彦	株式会社TONE Z 高砂第2工場 業務管理室長
	吉原 剛	日本精化株式会社高砂工場 管理課課長
	本間 英樹	株式会社ノザワ高砂工場 工場長
浜田 大輔	サントリープロダクツ株式会社高砂工場 工務部門技師長	
福本 義則	株式会社タクマ播磨工場 総務・環境安全課長	
兵庫県 2名	吉村 陽	兵庫県環境部水大気課環境影響評価官
	坂本 美徳	兵庫県東播磨県民局県民躍動室環境課長
高砂市 2名	谷井 寛	生活環境部長
	松本 匡茂	生活環境部環境経済室長兼環境政策課長

表 2-8 令和6年度 高砂市環境保全協議会活動状況

開催日	会の区分	内 容
11月6日	協議会	1 委員の委嘱について 2 役員の選出について 3 環境保全協定の履行状況について 4 視察について 5 その他

## 8. 環境保全啓発事業

本市では、環境の保全や環境への負荷低減し、持続的に発展することができる社会の構築のため、市民への環境保全活動の啓発を実施している。

令和6年度の実施状況は以下のとおりである。

事業名	実施時期	内 容
エコ教室サポートガイド事業	5月7日 5月9日 5月13日 5月14日 5月15日 10月23日 10月24日 11月1日 11月6日 12月5日 12月6日 1月23日 1月28日	子どもたちの環境学習推進のため、市内企業等の協力を得て、市内の小学校及び保育所等で「エコ教室」を実施し、地域に根ざした環境学習の場づくりを支援した。 ○実施園・校：荒井幼稚園、高砂こども園、米田こども園、荒井こども園、さいしゅうじこども園、伊保こども園、阿弥陀こども園、中筋こども園、曾根こども園、北浜こども園、米田西小学校、伊保南小学校、曾根小学校、荒井小学校、阿弥陀小学校、伊保小学校 ○協力事業者：大阪ガスネットワーク㈱（エコクッキング）、J-POWERジェネレーションサービス㈱（工場見学、省エネ体験）、高砂市環境政策課（地球温暖化と環境負荷の低い電気自動車の解説・乗車体験、緑のカーテンをつくろう） 参加数：811名
地域清掃活動に対するごみ回収用袋の配布	通 年	地域清掃を行う団体に、ごみ回収用袋の配布を実施した。 配布団体（延べ）：147団体 配布枚数：58,710枚

事業名	実施時期	内 容
緑のカーテン 「たかさゴーヤ」賞コンテスト	5月～11月	市内の保育園、こども園、幼稚園にゴーヤの苗を配付し、緑のカーテンの育成を奨励した。 生育した緑のカーテンの写真を市内の集客施設等で展示した。
環境フェア	12月8日	高砂市総合運動公園サブグラウンドで開催された農林漁業祭にて、不用品のリユースを推進するため、環境にやさしい無料交換会を実施した。 参加数：540名
犬のふん放置防止対策事業 (イエローカード作戦)	通 年	犬の飼い主等による公共の場所での犬のふん放置を防止するため、犬のふん放置の一掃に取り組む団体等を支援した。 参加団体数：36団体 イエローカード配布数：379枚 ポスター配布数：125枚

## 9. 環境基本計画

市民、事業者及び市が一体となって、良好な環境を保全・創造することにより、現在及び将来の市民生活の質的向上を図ることを目的とする「高砂市環境計画」（以下「第1次計画」という。）を平成9年5月に策定し、施策を推進してきた。

第1次計画の計画期間である20年を経過したため、平成29年3月に「第2次高砂市環境基本計画」を策定した。令和3年度は計画策定から5年が経過し中間見直しを行い、改訂版を策定した。

この計画は、高砂市環境保全条例（平成11年）第7条の規定に基づくほか、上位計画である「高砂市総合計画」に掲げる環境に関する基本的な取組を定めており、「生活環境（典型7公害、景観）」「自然環境」「地球環境（地球温暖化対策）」に加え、環境意識の全体的な向上のため「環境学習」の4要素を計画の対象範囲としている。

### (1) 環境基本計画の内容

名 称	第2次高砂市環境基本計画	
基本理念	自然・まち・ひとが共生する 高砂 ～水と緑が将来に続く～	
計画期間	平成29年度～令和8年度（令和3年度に中間見直しを行い、改訂版を策定）	
対象地域	高砂市全域	
対象範囲	「生活環境」「自然環境」「地球環境」「環境学習」	
基本目標	①生活環境	<b>【美しく、快適に暮らせるまちにします】</b> ・公害防止にかかる監視や指導を行うほか、情報収集及び発信に努める ・地域美化活動の促進や環境意識の向上を図り、景観保護に努める
	②自然環境	<b>【水と緑の恵みに感謝し、人と自然が共生します】</b> ・市の水辺環境保全に取り組み、地域住民による活用をめざす ・緑地や農地、ため池の保全に努め、今ある自然環境を将来へ引き継ぐ
	③地球環境	<b>【持続可能な低炭素社会をつくります】</b> ・地球温暖化等、地球環境への影響を最小限にするため、市民・事業者・市がそれぞれの行動において、温室効果ガス排出量の削減に努める
	④環境学習	<b>【学びを通じ、環境行動力を育みます】</b> ・様々な機会を通じ、広範的に環境について学ぶことで、あらゆる世代の環境意識向上に努める

### (2) 環境基本計画の推進

#### ① 市庁内組織による評価

「高砂市役所エコプラン」において進捗状況を把握し、毎年度評価を実施する。

#### ② 環境審議会の意見聴取

市庁内組織による評価及び「高砂市の環境」に示す監視測定結果に対し、環境審議会の意見を聴取する。

#### ③ 進捗評価の公表

進捗評価を市庁内組織で共有し、取組の見直しを行う。

## 10. 高砂市役所エコプラン

平成26年4月1日から、環境マネジメントシステムをISOから各種環境関連法令に総合的に対応する独自システムに改編し、「高砂市役所エコプラン」として運用している。

令和6年度の運用状況は以下のとおりである。

月 日	内 容
4月 1日	令和6年度グリーン調達方針制定
4月 11日	令和6年度高砂市電力の調達に係る環境配慮方針制定
10月 1日	新任職員研修実施

環境調整会議

区分	職名
会長	副市長
副会長	政策部長
副会長	生活環境部長
委員	理事
委員	技監
委員	総務部長
委員	財務部長
委員	市民部長
委員	健康子ども部長
委員	福祉部長
委員	都市創造部長
委員	会計管理者
委員	上下水道部長
委員	市民病院事務局長
委員	消防長
委員	議会事務局長
委員	教育部長
委員	監査委員・公平委員会事務局長

環境調整会議幹事会

区分	職名
会長	生活環境部環境経済室長
副会長	政策部公共施設マネジメント室主幹営繕担当
副会長	生活環境部環境経済室環境政策課長
委員	財務部財務室財政課長
委員	財務部財務室契約管財課長
委員	市民部市民窓口室地域振興課長
委員	市民部市民窓口室市民窓口課長
委員	健康子ども部健康文化室文化スポーツ課長
委員	健康子ども部子育て支援室幼児保育課長
委員	福祉部人権福祉室地域福祉課長
委員	福祉部人権福祉室人権推進課長
委員	生活環境部環境経済室産業振興課長
委員	生活環境部エコクリーンピアはりま主幹施設担当
委員	都市創造部土木建設室土木総務課長
委員	都市創造部土木建設室道路公園課長
委員	都市創造部都市住宅室建築住宅課長
委員	上下水道部技術管理室施設課長兼米田水源地所長事務取扱
委員	上下水道部技術管理室施設課主幹兼伊保浄化センター所長事務取扱
委員	市民病院事務局総務課長
委員	消防本部（署）総務課長
委員	教育部教育推進室教育総務課長
委員	教育委員会教育センター所長

## 1 1. 地球温暖化対策推進事業

平成24年3月に、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策に地域全体で取り組むため、「たかさご未来エコプラン」と題し、「高砂市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、令和5年3月に「第2次高砂市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定した。この計画は、本市の地域特性を踏まえ、地球温暖化に関する種々の課題とその対応策や事業実施のための方針を示し、市、事業者、市民が協働して地球温暖化施策を推進できる体制をつくっていくことを目的としている。

また、高砂市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的に、令和5年3月に「第5次高砂市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定した。なお、令和4年度からごみ焼却が東播臨海クリーンセンターにおいて、2市2町（高砂市、加古川市、稲美町、播磨町）における広域ごみ処理によりごみ焼却に伴う排出量は全て高砂市の排出量となることから、ごみ焼却由来の排出量の占める割合が大幅に占めるため、一般事務系由来と一般廃棄物処理処理に伴う温室効果ガス排出量の削減目標をそれぞれ設定した。

(1) 【区域施策編】

①温室効果ガス排出量削減目標

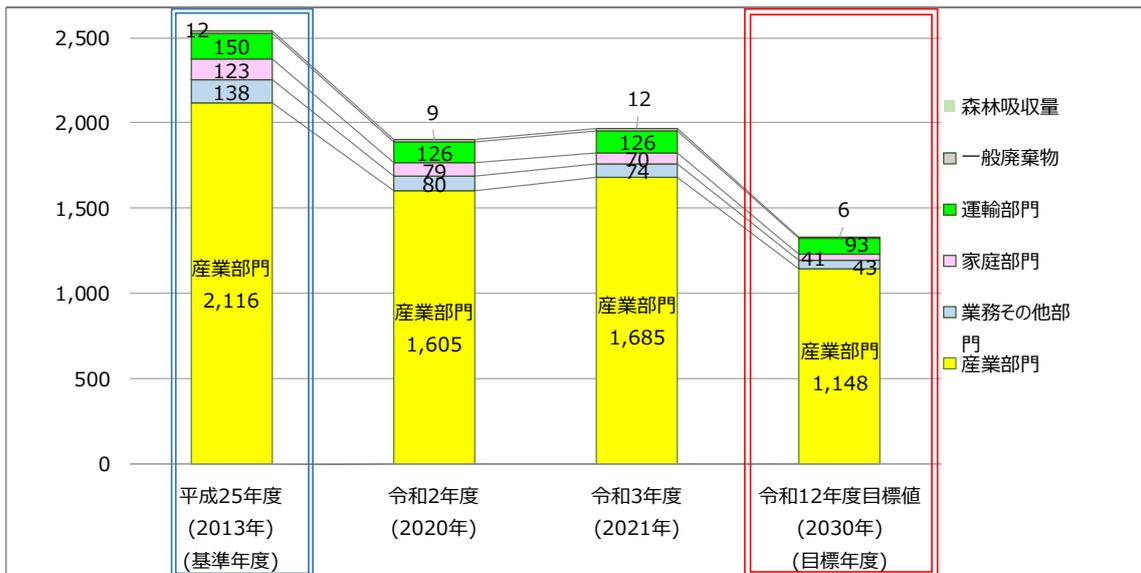
2030年度までに2013年度比48%以上の削減

2050年度までにカーボンニュートラルの実現

②温室効果ガス排出量の推移

エネルギー転換・産業部門は特定排出事業者データの積み上げを行い、その他は主に環境省が公表する自治体カルテの排出量を参照している。

高砂市の温室効果ガス排出量の推移



部門・分野	部門・分野別CO <sub>2</sub> 排出量 [千t-CO <sub>2</sub> ]					
	平成25年度 (2013年) (基準年度)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	基準年度比 削減率	令和12年度 (2030年) (目標年度)	基準年度比 削減率
産業部門	2,116	1,605	1,685	▲20.4%	1,148	▲45.7%
業務その他部門	138	80	74	▲46.6%	43	▲68.6%
家庭部門	123	79	70	▲43.5%	41	▲66.9%
運輸部門	150	126	126	▲16.0%	93	▲37.9%
一般廃棄物	12	9	12	▲1.5%	6	▲50.3%
森林吸収量	▲0.9	▲0.8	▲0.8	10.8%	▲0.8	12.6%
合計	2,538	1,899	1,965	▲22.6%	1,330	▲47.6%

※構成比は、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。また、小数点第2位以下の数値の四捨五入の関係で同じCO<sub>2</sub>排出量で%異なる場合があります。

(2) 【事務事業編】

①温室効果ガス排出量削減目標

- 一般事務系由来の温室効果ガス排出量

2030 (令和12) 年度までに、2013 (平成25) 年度比51%以上の削減

- 一般廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量

2030 (令和12) 年度までに、2013 (平成25) 年度比33%以上の削減

## ②温室効果ガス排出量の推移

### ・一般事務系由来の温室効果ガス排出量

【基準年度】 2013 (H25) 年度	【実績】 2023 (R5) 年度		【目標年度】 2030 (R12) 年度	
排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	削減率 (%)	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	削減率 (%)
17,977	11,239	▲37.5	8,809	▲51
(内訳) 事務事業 17,709	11,049	-	-	-
公用車 268	190	-	-	-

### ・一般廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量

【基準年度】 2013 (H25) 年度	【実績】 2023 (R5) 年度		【目標年度】 2030 (R12) 年度	
	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	削減率 (%)	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	削減率 (%)
62,128	42,610	▲31.4	41,892	▲33

## (3) 地球温暖化対策取組状況

本市では実行計画（区域施策編）に基づき、市民向けに家庭用蓄電池システム及び太陽光発電システムの設置補助、次世代自動車の購入補助、事業者脱炭素化設備等導入促進補助を実施する等、環境啓発に努めている。令和6年度の申請件数の実績はそれぞれ92件、47件、3件であり、補助金額はそれぞれ6,530千円、3,975千円、9,350千円であった。

また、市が率先して地球温暖化対策に取り組むべく、防犯灯及び道路照明灯にLED灯を導入する等の公共施設の省エネ改修や、公用車への低燃費車導入を実施している。

## (4) 地球温暖化対策地域協議会

地球温暖化対策の推進に関する法律第40条に基づき、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議するため、高砂市地球温暖化対策地域協議会を設置している。

同協議会の委員名簿は、次のとおりである。

高砂市地球温暖化対策地域協議会委員名簿

令和7年3月末現在

区 分	氏 名	所 属
会長	土川 忠浩	兵庫県立大学環境人間学部教授
副会長	赤堀 敬二	兵庫県地球温暖化防止活動推進員
委員	戸島 真二	(公財) ひょうご環境創造協会 環境創造部次長兼温暖化対策第1課長
委員	井野 雄介	高砂市環境保全協議会 (株式会社神戸製鋼所高砂製作所環境防災室長)
委員	山下 将輝	(一社) 高砂青年会議所 理事長
委員	糝谷 正芳	高砂商工会議所専務理事
委員	榎本 功	兵庫南農業協同組合高砂西支店長
委員	北尾 政憲	関西電力株式会社兵庫支社 播磨・但馬コミュニケーション統括グループ 担当課長
委員	清川 泰輝	大阪ガス株式会社エネルギーソリューション事業部 業務部 地域共創第2チーム 支配人補佐
委員	山田 哲也	公募委員
委員	吉田 耕三	公募委員
委員	加治 直光	公募委員
委員	片岡 良平	公募委員
委員	山本 元	NPO法人気候ネットワーク

12. 環境保全協定

市民の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、地域の快適な環境の創造や地球環境の保全を図るため、平成19年8月20日に環境保全協定を市内主要工場16社（表2-9、図2-1）と県及び市で締結した。

なお、協定締結工場の規模は、排出ガス量10,000N m<sup>3</sup>/時以上又は、排水量1,000 m<sup>3</sup>/日以上以上の工場としている。

協定では、工場が公害関連施設を設置又は変更する場合は、県及び市と事前協議を義務づけ、軽微なものにあつては事前報告させるなどし、公害の未然防止を図っている。また、協定に定める事項の履行状況を確認するための立入調査状況は表2-10のとおりである。

なお、令和5年10月1日より環境保全協定の事務処理要領の改定により、事前報告を廃止し、事前協議については関係法令を所管する兵庫県のみ（産業廃棄物処理施設（焼却施設又は最終処分場）に係

る手続きは市も含む) となった。

表 2-9 環境保全協定締結工場一覧表

令和7年3月31日現在

No	会社名	住所
1	電源開発(株)高砂火力発電所	梅井6丁目4番1号
2	(株)カネカ高砂工業所	高砂町宮前町1番8号
3	(株)神戸製鋼所高砂製作所	荒井町新浜2丁目3番1号
4	AGC(株)関西工場高砂事業所	梅井5丁目6番1号
5	三菱製紙(株)高砂工場	高砂町栄町105番地
6	(株)ジプテック高砂工場	高砂町向島町1474番地の23
7	キッコーマン食品(株)高砂工場	荒井町新浜1丁目1番1号
8	三菱重工業(株)高砂製作所	荒井町新浜2丁目1番1号
9	東洋紡エムシー(株)高砂工場	曾根町2900番地
10	(株)日本ネットワークサポート播磨工場	米田町米田新字外新田287番地の7
11	津田金属熱煉工業(株)高砂工場	米田町塩市208番地
12	(株)TONEZ高砂第2工場	阿弥陀町魚橋字瓦530番地
13	日本精化(株)高砂工場	梅井5丁目1番1号
14	(株)ノザワ高砂工場	高須1番1号
15	サントリープロダクツ(株)高砂工場	荒井町新浜2丁目2番1号
16	(株)タクマ播磨工場	荒井町新浜1丁目2番1号



表 2-10 立入調査実施状況

調査対象	実施時期	件数	概要
重油中硫黄分測定	令和6年6月	1工場1施設	すべて基準値に適合
排水の水質測定	令和6年5月～6月	10工場13排水口	すべて基準値に適合
	令和6年11月	10工場13排水口	すべて基準値に適合
敷地境界での悪臭測定	令和6年8月	3工場4地点	すべて基準値に適合
煙道排ガスNOx測定	令和6年12月	6工場6排出口	すべて基準値に適合
大気、水質、産廃等の書類等の調査	令和7年3月	16工場	書類、現場等を調査し、改善すべきところは指導した。

### 13. 環境保全条例

昭和48年3月に高砂市環境保全条例（以下「市条例」という。）を施行し、その後公害関係法令等が整備され、また、地球環境の保全や環境基本計画の策定など時代のニーズに対応し得るため、平成11年3月31日に市条例を改正し、10月1日から全面施行した。市条例は、基本条例を軸に、公害防止、自然保護を取り入れた総合的な条例である。

市条例に基づく届出等の状況は表2-11に示すとおりである。また、環境保全協定締結工場以外の条例適用事業所を対象とした立入実施状況は表2-12に示すとおりである。

表 2-11 環境保全条例に基づく届出等状況

令和7年3月末現在

種 類	令和5年度以前	令和6年度	累 計
設 置 届	684	8	692
変 更 届	452	122	574
事 故 届	31	0	31
事故再発防止措置完了届	22	0	22
氏 名 変 更 届	253	6	259
承 継 届	50	0	50
廃 止 届	53	1	54
そ の 他	19	0	19
反 復 運 搬 届	145	1	146
環 境 配 慮 届	52	0	52
土 壤 汚 染 報 告 書	7	2	9

表 2-12 立入調査実施状況

調 査 対 象	実 施 時 期	件 数	概 要
重油中硫黄分測定	令和6年6月	1工場1施設	すべて基準値に適合
排水の水質測定	令和6年6月～7月	10工場10排水口	改善すべきところは指導した
敷地境界等での悪臭測定	令和6年8月	1工場1地点	すべて基準値に適合
書類及び現場調査	令和6年6月 ～令和7年3月	14工場	書類、現場等を調査し、問題なし